

(2016.10)「高額療養費制度」と「限度額適用認定証」について

このコーナーで高額療養費制度について、何度かお知らせしてきました。高額療養費制度は、同じ月内で医療費をたくさん払った場合に、自己負担限度額を超えた分が後で役所から支給(返金)される制度です。高額な医療費の支払いの負担が軽減される便利な制度ですが、窓口でいったん大きな金額を払わなければなりません。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証													
交付年月日 年 月 日													
記号	番号												
(組合員) 世帯主	住所												
	氏名		男・女										
額対象者 適用・減	氏名		男・女										
	生年月日	年 月 日											
発効期日	年 月 日												
有効期限	年 月 日												
適用区分													
長期入院 該当年月日	年 月 日	保険者印											
保険者番号並びに保険者の 名称及び印	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>												

「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の場合「限度額認定適用・標準負担額減額認定証」とは、69歳以下の方が前もって区役所で手続きをして「認定証」を受け取っておけば、医療費の窓口での1ヶ月毎の支払いを自己負担限度額までに行うことができる、というものです。

例えば、所得の世帯合計が300万円のAさんが、胃がんの手術で10日間入院して医療費が100万円かかった場合を考えて見ます。

「限度額適用認定証」を持っていない場合：病院の窓口で30万円(3割負担)を払い、後日役所から約21万円の高額療養費が支払われます。

「限度額適用認定証」を持っている場合：病院の窓口での支払いが、9万円となります。

このように、「限度額適用認定証」を持っていれば、大きな手術や入院などをする際に数十万円など高額のお金を準備しなくても済むようになります。保険証を持って、区役所保険年金課、支所保険年金係に行けば、「限度額適用認定証」の交付を受けられます。

(70歳以上の方は高齢受給者証を提示することで、限度額の適用を受けられますので必要ありません)

問い合わせ

川崎区役所保険年金課
 国保給付・医療費助成係
 201-3277
 大師支所 保険年金係
 271-0159
 田島支所 保険年金係
 322-1987